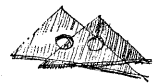


乳幼児を育てる社会づくり



岡田正章

「社会づくり」という得体の不明瞭なことばを用いて恐縮に思う。筆者が、あえてこんなことばを作ったのは、いまのわが国の一般的風潮また公けの組織が、どうも乳幼児が健やかに育っていくのに無茶苦茶なものになっているように思われ、このため、世なおしにも価する大きな改革を訴えたいからである。

そのまず第一は、この世に始めて呱呱の声をあげて出生してきた赤ちゃんを、生みの母親は自分の懐のなかであたたかく育てたいという気持ちをとだけ強くもっているのだらうか。乳児保育所を増設せよと主張した母親グループのひとつだが、生後一か月足らずの子どもは、眼も見えず、母親か保母かの区別がつかないのだから、特別に母親

が育てることの意味はないという発言をしていた。乳児の心を、このようにとらえること自体、大変な独断である。それ以上に、この子の傍に居て、その身の世話をしたりたいという献身的な気持ちがあることも見られないのに、恐怖を感じた。

何かがそうさせている。収入を多くするよう働く必要があるとしても、「赤ちゃんを自分で育てたい気持ちがあるのだけども」という発言をするのが、人間的な姿ではあるまいか。

子どもを育てることが、何かしら、他から押しつけられたやむをえないもののようにしか思われていない風潮がある。世のなかがどんなにめまぐるしくなろうとも、子ども

を育てることを社会に対する権利として、それがやり易くなるよう求める姿勢こそ基本的と考えるようでありたい。

このためには、単に、人材確保の目的で、学校の女子教員、福祉施設の保母、病院の看護婦に認められた産後一年間の育児休業制度が、広く、子育てのチャンスを保障するよう、すべての女子就労者に適用されるようになることが望まれる。赤ちゃん保育を、保母一人に赤ちゃん三人という保育条件で充実していくと、赤ちゃん一人に要する一か月の費用は十四万円を超すこととなる。かつ、母親の月収は内職で四万円前後にすぎないという事態がある。復職を保障する労働基本権の改革という観点から、子育てを家庭の座にきちんと位置づけることを熟慮したい。

このことは、保育所に入っている乳幼児が疾病にかかって看病を必要とする場合、また、毎日の送迎時刻が一日八時間の保育時間を超えるような場合などについても、同様の原理で対処できるようにしたい。すなわち、前者では看病のための休日が請求できるようにする。後者では、八時間に合うよう遅参早退ができるようにするなど、それにふさわしい方法を子どもを育てる勤労者の権利として確保する。

ただ、このような提案に対しては、だから女子はいざというときに当てにならないという目でみられ、男女が平等に働くことを阻害する原因をつくることになるとの反論が示されるであろう。もし、わが国の男女を含めた労働者の団結の力で、こうした阻害を防止することができないとするのであれば、育児・疾病看護・遅参早退の請求権利を、母親だけでなく、夫婦が協議して、父親が請求することができるようにし、それを男子勤労者が実行するようにすればよいだろう。国民がやる気になれば、労働基準法のなかに、現在一日投乳時間が一日一時間認められていると同様に、そうした規定を同法のなかにとり入れさえすればよい。しかし、これも、単なる甘えの心を前提にするものであってはならない。公正についての高い倫理感が、一人一人の人生観のなかに秘められていることが要である。

右のような子育てについての意識・組織が成立したとしても、障害をもっている保護者、終始研究・訓練を継続することが緊要な高度な専門性をもっている母親・保護者などについて、赤ちゃん保育、八時間をこえる保育時間の保育は不可避である。それは、限りなく多くなるものではない。これに対しては、保母数の増加などで保育の万全を期

すべきである。反面、これに要する費用は、保育所を利用することによって得た所得に即して応分の負担を保護者がする。

他方、一定年齢以上の幼児に対しては、集団幼児教育の機会を均等にするという観点から、保育所・幼稚園の充実・普及さらには刷新を図るべきである。将来はともかくとして、当面は、四歳と五歳との二年保育を全幼児に保障することが課題である。

文部省が厚生省の協力を得て行なった、昭和五十一年度の「全国幼稚園・保育所の設置状況」は、次のことを明らかにしている。全国平均で、幼稚園・保育所に在園している幼児は、三歳児は五二万人で三歳人口の二五・七パーセント（幼稚園に六・六パーセント、保育所に一九・一パーセント）、四歳児は一五三万人で四歳人口の七六・一パーセント（幼稚園に四八・七パーセント、保育所に二七・四パーセント）五歳児は一七五万人で五歳人口の九〇パーセント（幼稚園に六四・六パーセント、保育所に二五・四パーセント）となっている。四歳児と五歳児の大半はすでに公・私立の幼稚園・保育所の何れかに入園しているということである。未だ入園していない五歳と四歳とが少しでも

早く入園できるよう、幼稚園・保育所の整備が望まれる。

ただ、こうした普及の実態のなかに、今後改善し、国民が公正に、ひとしく幼児を育てる社会づくりを行なういくつかの問題点がひそんでいる。まず第一に、幼稚園と保育所との関係である。保育所が一日八時間を原則とする保育の場であることは、働らく母親がいる限り社会的な要請にこたえるために重要である。しかし、八時間即教育は無理だ、子どもを怪我させないよう世話しているところとするひとが、いまなお少なくない。とくに、保育の動向を勉強していない行政担当者にそうした見解にとらわれているひとが多い。八時間のなかで、幼児の緊張・解放のリズムを適切に組み合わせ、年齢相応の幼児教育を行なうことは、保育者の専門性にまつところである。幼稚園と保育所とで幼児教育の質的水準に格差があるというイメージを一刻も早くとり除く社会づくりが重要である。このためにも、幼稚園教員が免許法にもとづく免許状取得者に限られていると同様、保育所保母も、目下全国保育協議会等が成立を期して運動している保育所保育士免許法の早々の制定が望まれるし、幼稚園教員同様の研修の機会が名実ともに充実するものとなることなどが望まれる。

第二に、公私立幼稚園の間にみられる保育料など保護者の費用負担の大きな格差、また、保育所保育料と公・私立幼稚園保育料との間にひきおこされている諸問題の公正な解決が望まれる。幼稚園振興計画が進められるなかで、市町村長の一部には、既存の私立幼稚園によって当該地区の幼稚園の需要が満たされているにもかかわらず、新たに公立幼稚園を一億円以上の公費を投じて設置し、このため、既存の私立幼稚園の幼児が公幼に移って廃園の余儀なきに至らしめるものがあると聞く。こうした建設費は公費の濫費の極まるものである。国民の公幼を求める声のほとんどすべては、公幼ならば保育料が安いということからのものである。もし、建設費に一億円以上の濫費をするゆとりがあるならば、その一部を私立幼稚園の保護者負担の軽減にあてれば、私立幼稚園の余儀ない廃園をひきおこすこともなく、また、保護者もその希望がかなえられるであろう。

また、市町村長のなかには、保育所保育料を国の定める金額以下とし、その軽減をはかっているところが少なくない。費用を安くしていくこと自体は結構である。ただ、それが、既存の幼稚園とくに私立幼稚園における保護者負担

の軽減に全く手をふれないなかで進められる場合、公正を欠くこととなる。今日、保育所と幼稚園とを用いている家庭の経済的状況はほとんど相違がない。かつ、保育所において幼稚園同様の幼児教育を行なうことが一つの既成事実となつてきており、国民がひとしく望むところともなっている。したがって、公費の支出は、公私、幼保の何れに幼児を入園させるとしても、保護者負担に格差がおこらないよう、総合的見地からの施策を進めることが強く望まれる。幼児を育てている家庭に対し、住民がこうしたことに積極的に協力する社会づくりを推進したい。

このような施策が進められるなかで、やがて幼稚園と保育所とが新たな発想によって再編成され、家庭における正しい指導、地域社会での豊かな経験などが相携えて、わが国の幼児が、出生から小学校入学までの間に、豊かな人間性の基礎を培われて成長していくことを確保したい。

(明星大学・宝仙学園短期大学)